

平成27年度 第1回常滑市総合教育会議

1 日 時 平成27年5月28日(木)
開会 14時00分 閉会 14時35分

2 会 場 常滑市役所4階第3会議室

3 出席者 常滑市長 片岡 憲彦
常滑市教育委員会
委員長 渡邊 十三香
委員 渡辺 慶太郎
委員 久田 孝寛
委員 鬼頭 明美
教育長 加藤 宣和

(事務局関係)

教育委員会事務局	教育部長	榊原 直樹
教育委員会事務局	学校教育課長	山崎 巖生
教育委員会事務局	生涯学習スポーツ課長	竹内 龍夫
教育委員会事務局	学校給食共同調理場長	杉江 勝
企画部 企画課長		水野 善文
教育委員会事務局	学校教育課長補佐	伊藤 真由美
教育委員会事務局	学校教育課	小出 直輝
企画部 企画課		中本 卓真

4 傍聴人 なし

5 協議事項 (1) 総合教育会議の概要について
(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の考え方について

6 会議の経過及び発言

○開 会

教育部長：時間より少し早いですが、全員お揃いになりましたので、ただいまから第1回常滑市総合教育会議を開催いたします。

○片岡市長あいさつ

市長：こんにちは。大変お忙しい中第1回常滑市総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。このような新しい制度ができましたのも滋賀県でのいじめ問題が発端で、この時の執行部が教育委員会の中でいろいろあったとマスコミの報道でありましたが、常滑市においては風通しのよい関係でありますので、これからも引き続き今まで通りの関係を確保していきたいと思えます。ただ総合教育会議は開催しなければいけないことになっておりますので、今日初めての第1回ということではありますがよろしく願いいたします。今日はその中で会議の設置要綱や会議の概要、教育大綱につきまして予定をさせていただいております。総合教育会議は首長が主催するということでもありますので、私が主催させていただきました。皆さんといろいろな議論を交わしながら、常滑市の教育の方向性をしっかりと導きだして、教育の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○総合教育会議設置要綱案について（資料1）

教育部長：ありがとうございます。

では次第に沿って会議を進めさせていただきます。

次第の2、常滑市総合教育会議設置要綱案について、事務局からご説明をいたします。

学校教育課長：資料1に基づき説明。

教育部長：只今ご説明しました要綱案につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。なければ、ご承認ということによろしいでしょうか。

教育委員全員：異議なし。

教育部長：ありがとうございます。

それでは、案を削除願いまして、会議の運営につきましては、今後この要綱に基づいて行ってまいりたいと思えます。

教育部長：次に、3の協議事項に入りたいと思えます。

ただ今ご承認いただきました要綱第4条により市長が議長になりますことから、会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、この会議は先ほど説明しましたように、原則公開、また議事録も作成することから、発言をする際には、挙手の上、議長より発言の許可を得てからご発言をお願いしたいと思います。それでは、市長お願いします。

○議事事項

(1) 総合教育会議の概要について

市長：それでは、要綱に基づいて、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、常滑市総合教育会議の概要について協議をさせていただきます。事務局での説明を求めます。

学校教育課長：資料2・3に基づき説明。

市長：今も新教育制度がこう変わるというポイント1、2、3、4について事務局から説明をさせていただきましたが、常滑市が今までと全くかわるというのは、総合教育会議の設置ぐらいです。何かご意見はございませんでしょうか。

渡辺（慶）委員：確認ですが、今常滑市は流入人口が多くなっています。これに付随して、昨今校区変更や校舎の増築といった問題が起きてきていますが、この会議の概要によりますと、そのような案件は総合教育会議のテーマになるという認識でよろしいでしょうか。

教育部長：もちろん総合教育会議に関わらず、教育委員のみなさんにはご相談すべき内容だと思っています。その中であえて総合教育会議と言うことになりますと、例えば工事等予算的に大きな部分に関しては総合教育会議に馴染むかと思えます。校区変更などは校区変更の内容によりましては総合教育会議と言うよりも教育委員会定例会の方が馴染むものもあるかと思えます。それは内容によって判断させていただき、また市長とも相談した上でどちらで出すか決めさせていただきたいと思っております。具体的に線引きの基準を設けておりませんが、委員の方々とご相談しながら取扱いを考えていきたいと思っております。

市長：教育を行うための諸条件の整備ということで、学校の増築ですとか予算を伴うものでは、やはりこの総合教育会議での話は必要かと思えます。他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、次に協議事項の2点目教育大綱について、事務局から説明をお願いします。

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の考え方について

学校教育課長：資料4に基づき説明。

市長：何かご意見はございませんでしょうか。

市長：これは時期的にいつまでに策定しなければならないということがありますか。

学校教育課長：特にありませんが、例えばある市では、既存の総合計画を用いて大綱にする市もあり、色々な手法を持って対応しています。

市長：12月に素案を提示し、それに基づき内容についてみなさんで協議していただくこととなります。

市長：他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、協議事項については以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育部長：次に、その他でございますが、何か委員の皆様からご意見などございましたら、お願いしたいと思います。

市長：今委員様よりお話のありました人口増に伴う東小学校の増築問題については、通常の教育委員会定例会もあります。総合教育会議もあるので、その話を総合教育会議でということになりますと、12月に出すというのは少し遅いのではないのでしょうか。逆に言うと、総合教育会議の開催予定はあくまで予定であって、まだ他に年2回以上開催する可能性もあるということでしょうか。

教育部長：総合教育会議での協議が必要な場合につきましては、別途開催させていただきます。

教育委員長：資料3の「常滑市総合教育会議の概要」の1ページに、「緊急の場合は、市長と教育長のみで会議することも可能」とありますが、その場合は、「教育委員会の意志決定がされ」となっており、どのような方法で決定をするのでしょうか。

教育部長：これは例外中の例外で、皆様にお集まりいただく時間の余裕がない特に緊急の場合に、当面の対象の方法を市長と教育長で決定する訳です。当然、状況は委員さんに報告しつつ、取りあえず決定しなければならない決定事項についてはお知らせします。また緊急な場合であっても、その後のフォローもありますので、時間的余裕があるものについては、緊急に教育委員会定例会もしくは総合教育会議を開催した上で、説明なりご協議いただくことになります。

教育委員長：もう一つ確認ですが、そのような緊急の場合、教育委員会定例会と総合教育会のどちらで協議するかはどなたが判断するのですか。下村まなみちゃんの件も緊急を要するものでしたが。

教育部長：例えば、今例に上げた下村まなみちゃんのような件については、総合教育会議になると思います。ただ緊急の場合で、市長がどうしてもこの場にいることができない場合は、総合教育会議を開催することができないため、その時は教育委員会定例会で協議することになると思います。基本的にはそのような緊急事態の場合は総合教育会議になると思います。

市長：下村まなみちゃんの時には私が東京に出張でした。教育長から連絡をもらい、こちらに到着したと同時に教育長と一緒にひるがのに向かいました。

教育長：今市長が説明したとおり、下村まなみちゃんの時には、すぐに市長に連絡させていただき、市長が到着後二人で相談させていただき、今の状況を見て、二人ですぐに現地に向かいました。このような場合は、やはり市長と二人で対応させていただき、その後でご報告させていただく形になると思います。その場その場の状況に応じて、総合教育会議を開くのか、まず取りあえず二人で対応を考えた上で、後程報告させていただく形になるかと思っています。

先ほどの学区の件につきましても、現在あり方検討委員会を開いておりますので、その結果が出たところで市長にご報告し、相談のうえ、総合教育会議がいいのか、定例会でご報告させていただき承認をいただければいいのかは一度市長と協議し、その上で進めさせていただきたいと思っております。

教育部長：他に何かご意見はありませんでしょうか。

それでは、以上で第1回の総合教育会議を閉会といたします。

慎重なご協議ありがとうございました。

6 閉会